■2019年(令和元年)5月　水質検査結果（市内末端じゃ口）

全ての末端じゃ口において水質基準をクリアしており、水質管理目標設定項目についても良好な結果となっていました。

●水質基準項目（法令で基準値を守ることとされている項目）

No.	項目及び単位 （　）は法令で定められた基準値を示す			明石川浄水場系 （大蔵海岸）	鳥羽浄水場系 （船上浄化センター）	西部配水場系 （魚住分署）	魚住浄水場系 （住吉公園）
－	水温	℃	－	18.4	18.5	17.9	18.8
1	一般細菌	個/mL	(100以下)	0	0	0	0
2	大腸菌	MPN/100mL	(検出されないこと)	陰性	陰性	陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	(0.003以下)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	mg/L	(0.0005以下)	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム	mg/L	(0.05以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	mg/L	(0.04以下)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	(10以下)	0.08	0.11	0.50	0.83
12	フッ素及びその化合物	mg/L	(0.8以下)	0.15	0.17	0.12	0.08
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	(1.0以下)	<0.1	0.1	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	mg/L	(0.002以下)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	mg/L	(0.05以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	(0.04以下)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	mg/L	(0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	mg/L	(0.6以下)	0.08	0.09	<0.06	<0.06
22	クロロ酢酸	mg/L	(0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	mg/L	(0.06以下)	<0.001	0.001	0.007	0.004
24	ジクロロ酢酸	mg/L	(0.03以下)	<0.003	<0.003	0.005	<0.003
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	(0.1以下)	0.006	0.014	0.002	0.002
26	臭素酸	mg/L	(0.01以下)	0.0011	0.0005	<0.0001	<0.0001
27	総トリハロメタン	mg/L	(0.1以下)	0.018	0.041	0.014	0.010
28	トリクロロ酢酸	mg/L	(0.03以下)	<0.003	<0.003	0.006	0.004
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	(0.03以下)	0.001	0.004	0.005	0.004
30	ブロモホルム	mg/L	(0.09以下)	0.011	0.022	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	mg/L	(0.08以下)	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	(1.0以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	(0.2以下)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
34	鉄及びその化合物	mg/L	(0.3以下)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物	mg/L	(1.0以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	(200以下)	33	33	12	15
37	マンガン及びその化合物	mg/L	(0.05以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	mg/L	(200以下)	29	71	16	23
39	ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/L	(300以下)	72	110	39	42
40	蒸発残留物	mg/L	(500以下)	180	280	82	110
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	(0.2以下)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン	mg/L	(0.00001以下)	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	(0.00001以下)	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	mg/L	(0.02以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	mg/L	(0.005以下)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/L	(3以下)	0.8	0.8	0.9	0.5
47	pH値		(5.8以上8.6以下)	7.1	7.3	7.0	6.9
48	味		(異常でないこと)	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気		(異常でないこと)	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	(5以下)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
51	濁度	度	(2以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

●水質管理目標設定項目（水質管理上留意すべき項目）

No.	項目及び単位 （　）は法令で定められた目標値を示す			明石川浄水場系 （大蔵海岸）	鳥羽浄水場系 （船上浄化センター）	西部配水場系 （魚住分署）	魚住浄水場系 （住吉公園）
1	アンチモン及びその化合物	mg/L	(0.02以下)	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015
2	ウラン及びその化合物	mg/L	(0.002以下)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
3	ニッケル及びその化合物	mg/L	(0.02以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
5	1,2－ジクロロエタン	mg/L	(0.004以下)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
8	トルエン	mg/L	(0.4以下)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	(0.1以下)	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
10	亜塩素酸	mg/L	(0.6以下)	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
12	二酸化塩素　（注1）	mg/L	(0.6以下)	－	－	－	－
13	ジクロロアセトニトリル	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	0.001	<0.001
14	抱水クロラール	mg/L	(0.02以下)	<0.002	<0.002	0.003	<0.002
15	農薬類		(1以下)	－	－	－	－
16	残留塩素	mg/L	(1以下)	0.5	0.4	0.6	0.5
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）　（注2）	mg/L	(10以上100以下)	72	110	39	42
18	マンガン及びその化合物	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	遊離炭酸	mg/L	(20以下)	5.6	2.6	2.6	3.1
20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	(0.3以下)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
21	メチル-t-ブチルエーテル	mg/L	(0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	mg/L	(3以下)	1.2	1.7	1.8	1.0
23	臭気強度（TON）		(3以下)	<1	<1	<1	<1
24	蒸発残留物　（注2）	mg/L	(30以上200以下)	180	280	82	110
25	濁度	度	(1以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
26	pH値（注3）		(7.5程度)	7.1	7.3	7.0	6.9
27	腐食性（ランゲリア指数）（注3）		(-1程度以上、極力0)	-1.4	-1.0	-1.9	-2.0
28	従属栄養細菌	個/mL	(2000以下)	<1	<1	<1	<1
29	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	(0.1以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
30	アルミニウム及びその化合物	mg/L	(0.1以下)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

（注1）浄水処理の消毒に使用していないため、検査を行いません。

（注2）目標値を超える場合もありますが、これは水道原水に含まれている「ミネラル成分」などによる影響です。
なお、基準値は下回っており安心してご利用できます。

（注3）水道管等に対する腐食の影響度を示すもので、「人の健康」や「水のおいしさ」等とは直接関係しません。